

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハイマート（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款16条に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員は定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員には、定款で定めた報酬の範囲内で報酬を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 4 評議員選任・解任委員には、役員に準じ支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の役員及び評議員に、職務内容に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 評議員については、評議員会及びその他の会議に出席した場合に、別表1のとおり報酬を支給する。
- (2) 理事長以外の役員については、理事会、評議員会及びその他の会議に出席した場合に、別表2のとおり報酬を支給する。ただし、報酬総額は年間30万円以内とする。
- (3) 理事長については、勤務形態に応じて、別表3のとおり報酬を支給

することができる。ただし、報酬総額は225万円以内とする。

2 前項第1号及び第2号に規定する会議等の出席に応じた報酬については、同日中に複数回の会議に出席しても重複して支給はしない。

(退職慰労金の支給)

第5条 非常勤の理事長が退任したときは、任期につき別表3のとおり退任慰労金を支給することができる。

(費用弁償の支給)

第6条 当法人は、役員及び評議員が、会議等に出席したときは、会議開催場所までの交通費として、次のとおり定額で費用弁償として交通費を支給する。ただし、公共交通機関を利用する場合は実費とする。

(1) 役員及び評議員の住居地と同一の市町村内であるとき 500円。

(2) 役員及び評議員の住居地と別の市町村内であるとき 1,000円。

(報酬等の支給日)

第7条 非常勤役員及び評議員の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった月末までに遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第8条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和元年6月26日から施行する。

附 則

この規程は令和元年11月日6から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この規程は令和2年6月3日から施行する。

別表第1（第4条1項1号関係）

非常勤の理事長以外の役員に対する報酬

日 額	5,000円
-----	--------

別表第2（第4条1項2号関係）

非常勤の評議員に対する報酬

日 額	5,000円
-----	--------

別表第3（第4条1項3号関係）

1 非常勤の理事長に対する報酬

1月当りの勤務日数	支給月額
3日以内	125,000円

2 非常勤の理事長に対する賞与

夏季賞与	2月以内
冬季賞与	2月以内

3 非常勤の理事長に対する退任慰労金

就任期間	支給月額
1年未満以内	1月以内
1年を超え任期満了日まで	2月以内

4 理事長の通勤に係る費用については、社会福祉法人ハイマートの給与規程に準じて支給することができる。